

平成31年 第1回栗原市農業委員会総会議事録

平成31年 1月29日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成31年 第1回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 6号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 7号 非農地証明願について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1番 三浦正勝委員、 | 2番 大黒昭夫委員、 |
| 3番 阿部一信委員、 | 4番 吉田優俊委員、 |
| 5番 岩淵敬一委員、 | 6番 佐竹きみ子委員、 |
| 7番 狩野善典委員、 | 8番 大場裕之委員、 |
| 9番 曾根金雄委員、 | |
| 11番 鈴木春江委員、 | 12番 尾形陽一郎委員、 |
| 13番 及川正一委員、 | 14番 多田仁一委員、 |
| 15番 佐々木吉司委員、 | 16番 菅原英俊委員、 |
| 17番 岩淵弘委員、 | 18番 佐々木弘委員、 |
| 19番 佐藤勝委員、 | 20番 狩野和義委員、 |
| 21番 秋山憲義委員、 | 22番 米山嘉彦委員 |
| 23番 黒澤光啓会長職務代理者、 | 24番 鈴木康則会長 |

2 欠席委員 (1名)

- 10番 千葉優子委員

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	昭 仁
事務局長補佐	阿 部	泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺	崇
農地農政係 主査	千 葉	美 香

(午後1時30分 開会)

議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。
只今から、平成31年 第1回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長 (会長)

ただいまの出席委員は、23名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
欠席の通告があります。
議席番号10番 千葉 優子 委員から、所要のため欠席する旨の通告があります。

議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長 (会長)

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号 18番 佐々木 弘 委員、
議席番号 20番 狩野 和義 委員の両名を指名いたします。

議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

平成31年1月4日から1月29日までの事務・事業の結果並びに2月1日から2月26日までの事務・事業の予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から7番までの7案件、

第2区の番号8番から12番までの5案件、

第3区の番号13番から17番までの5案件、

併せて、17案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番及び2番は関連で、築館地区の田3筆 10, 228㎡、基盤法の農地利用集積計画で第三者に賃貸借権設定を行うためによる、農地利用集積円滑化事業の賃

貸借権設定解約の2案件、

番号3番及び4番も関連で、築館地区の田1筆 8, 956㎡、畑1筆 219㎡、合計 9, 175㎡、後日、売買を行うためによる、農地利用集積円滑化事業の貸借権設定解約の2案件

番号5番は、築館地区の田6筆 10, 576㎡、後日、売買を行うためによる、農地法第3条の貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、瀬峰地区の田14筆 12, 954㎡、基盤法の農地利用集積計画で第3者に貸借権設定を行うためによる、基盤法の貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、瀬峰地区の田4筆 13, 613㎡、農地法3条許可で子に所有権移転贈与を行うためによる、基盤法の貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号8番は、若柳地区の田6筆 3, 811㎡、借受人の事情で自作を行うためによる、農地法第3条の貸借権設定解約の1案件、

番号9番は、若柳地区の田1筆 1, 029㎡、

番号10番は、若柳地区の田7筆 5, 292㎡、

番号11番は、若柳地区の田20筆 16, 189㎡、

番号12番は、若柳地区の田4筆 3, 569㎡、いずれも、基盤法の農地利用集積計画で第3者に貸借権設定を行うためによる、基盤法の貸借権設定解約の4案件、

第3区の番号13番は、栗駒地区の田11筆 17, 528㎡、

番号14番は、栗駒地区の田3筆 2, 374㎡、いずれも、借受人の事情で自作を行うためによる、農地法第3条の貸借権設定解約の2案件、

番号15番は、栗駒・鶯沢地区の田3筆 3, 884㎡、後日、売買を行うためによる基盤法の貸借権設定解約の1案件

番号16番は、栗駒地区の田2筆 12, 699㎡、後日、第3者に貸借権設定を行うためによる、基盤法の貸借権設定解約の1案件

番号17番は、鶯沢地区の田5筆 9, 158㎡、基盤法の農地利用集積計画で所有権移転売買を行うためによる、基盤法の貸借権設定解約の1案件

以上、17案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番及び2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田26筆 24, 840㎡、基盤法の農地利用集積計画で第3者に賃貸借権設定を行うためによる、親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の1案件

番号2番は、金成地区の田3筆 23, 170㎡、基盤法の農地利用集積計画で第3者に賃貸借権設定を行うためによる、親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の1案件、以上、2案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田4筆 6, 333㎡、平成30年11月28日付けで、老齢のため親子間で子への経営継承による所有権移転贈与の許可がなされたが、譲渡人が平成30年11月25日に死亡したことから相続に変更するため、許可の取消しを求める1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり取り消すことに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、取り消すことに決しました。

議長（会長）

日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から7番までの7案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑3筆 5, 873㎡、農業後継者へ部門別（野菜等）で経営継承するためによる、親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号2番は、高清水地区の田10筆 17, 279㎡、畑4筆 2, 999㎡、合計20, 278㎡、老齢により農業後継者へ経営継承するためによる、親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、一迫地区の田1筆 244㎡、耕作不便のためによる、相手方の要望の所有権移転売買の1案件

番号4番は、一迫地区の田8筆 31, 948㎡、畑4筆 5, 253㎡、合計37, 201㎡、老齢により農業後継者へ経営継承するためによる、親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、一迫地区の田1筆 410㎡、耕作不便のためによる、耕作利便者への所有権移転贈与の1案件、

番号6番は、瀬峰地区の田4筆 3, 799㎡、畑4筆 12, 284㎡、合計16, 083㎡、

番号7番は、瀬峰地区の田94筆 69, 290㎡、畑7筆 8, 906㎡、合計78, 196㎡、いずれも、老齢等により農業後継者へ経営継承するためによる、親子間の所有権移転贈与の2案件、

以上、7案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る1月24日、議席番号2番 大黒 昭夫 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 耕太郎 委員及び 大澤 洋介 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 委員

議案第2号 農地法第3条許可申請について、築館総合支所で机上調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号1番、番号2番、番号4番、番号6番及び番号7番は、親子間による所有権移転贈与、番号3番は、相手方からの要望による所有権移転売買、番号5番は、双方合意による所有権移転贈与となっており、許可にあたっては、特に問題ないものと判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から12番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の田1筆 1, 009㎡、労力不足のためによる、相手方の要望の所有権移転売買の1案件、

番号9番は、若柳地区の田7筆 6, 167㎡、

番号10番は、若柳地区の田2筆 2, 044㎡、いずれも、労力不足のためによる、相手方の要望の賃貸借権設定の2案件、

番号11番は、金成地区の田11筆 8, 976㎡、

番号12番は、金成地区の田11筆 5, 409㎡、いずれも、労力不足のためによる、相手方の要望の賃貸借権設定の2案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る1月25日、議席番号18番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 ゆり 委員及び 佐々木 進 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

18番 佐々木 弘 委員

議案第2号 農地法第3条の許可の2区分について、書類審査を行ってまいりました。2区分の5案件については、1案件が所有権移転売買、4案件が賃貸借権設定の案件であります。いずれも労力不足によるものなので、特に支障はないものと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号13番から15番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号13番は、栗駒地区の田1筆 297㎡、経営規模拡大のためによる、相手方の要望の所有権移転売買の1案件、

番号14番は、栗駒地区の田6筆 10,759㎡、労力不足のためによる、経営規模拡大の賃貸借権設定の1案件、

番号15番は、栗駒地区の田1筆 1,078㎡、経営規模拡大のためによる、相手方の要望の使用貸借権設定の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る1月25日、議席番号17番 岩淵 弘 委員、農地利用最適化推進委員の伊藤 重行 委員 及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

佐藤 みき 推進委員

議案第2号 3区分の農地法第3条許可申請について、現地調査を行ってまいりまし

たので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、労力不足や相手方の要望による経営規模拡大ということで、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案のとおり、許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長（会長）

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田3筆 333.82㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、市発注の配水管布設替工事に伴う仮設事務所及び資機材置場として使用するものでありますが、もう既に使用していたことから、貸出人及び借受人から始末書の提出をいただいた案件となっております。農地区分は、第1種農地に該当

するが、一時転用であることから不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 4, 325㎡の内1, 000㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林等に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

1月24日に書類審査及び現地確認調査を行ってきましたので、報告いたします。

番号1番の案件は、事前着工となっており、両者から始末書の提出をいただいている案件となっており、現地を見ますと、市発注工事の仮設事務所及び資機材置場として既に使用されておりました。申請地は、農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、一時転用での業務用用地であることから特に問題は無いものと、

番号2番の案件は、太陽光発電設備の業務用用地として使用するものであり、既に測量も完了しておりました。農地区分は、山林に囲まれた第2種農地ということで、他の農地に与える影響はないものと確認してまいりました。

以上2案件、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、7番。

7番 狩野 善典 委員

番号1番の案件について、先月の総会で審議した農業振興地域整備計画の変更についての番号1番（築館字成田）と同じ場所なのか、確認いたします。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

申請地については、先月、農業振興地域整備計画の変更で審議した場所の南側の隣接地となっており、同じ場所ではありません。以上であります。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、金成地区の畑1筆 366㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地（一般個人住宅）として転用し、住宅及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 推進委員

1月25日に現地確認調査を行ってきましたので、報告いたします。

公図等でも分かるように、廻りは住宅が多く建っている地域であり、隣接地も昨年、転用の許可を受け、現在は住宅が建っている状況でありました。また、現地は、牧草の転作田となっており、農地区分についても第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものでありますので、許可にあたっては、不許可の例外規定により特に問題はないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第9、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

初めに、第2区の番号1番から5番までの5案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳・志波姫地区の田3筆 2, 938㎡の内952.70㎡、

番号2番は、志波姫地区の田2筆 644㎡の内449.40㎡、

番号3番は、志波姫地区の田1筆 4, 505㎡の内516.40㎡、

番号4番は、志波姫地区の田1筆 99㎡、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 1, 533㎡の内349.90㎡、

いずれも同一案件で、県工事である迫川河川掘削工事における仮設道路として、一時転用許可を受けていたが、工期の終期が平成31年2月28日から平成31年3月29日までに延長されたことから、一時転用の終期を平成31年3月29日に変更するものであり土地造成等の変更は一切無い旨の5案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

1月25日に書類審査を行ってきましたので、報告いたします。

今回に案件は、宮城県発注工事の工期終期延長に伴うものであり、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から8番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、栗駒地区の田2筆 488㎡の内364㎡、

番号7番は、栗駒地区の田2筆 2,103㎡の内773㎡、

番号8番は、栗駒地区の田2筆 387㎡、

いずれも同一案件で、県工事である二迫川築堤盛土工の盛土材の運搬道路として、一時転用許可を受けていたが、工期の終期が平成31年2月28日から平成31年3月29日までに延長になったことから、一時転用の終期を平成31年3月29日に変更するものであり、土地造成等の変更は一切無い旨の3案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

伊藤 重行 推進委員

1月25日、書類審査を行ってまいりましたので、報告いたします。

この3案件は、立地状況、造成等の変更を行うものではなく、工事期間の延長に伴う一時転用期間の変更であり、特に問題はないものと判断してきました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号4番の1案件を審議します。

議席番号9番 曾根 金雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。(午後 2時 7分) (9番 曾根 金雄 委員 退席)

議長（会長）

会議を再開します。(午後 2時 7分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号4番は、築館地区の田10筆 6, 810㎡、畑1筆 622㎡、合計7, 432㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号4番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号4番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号9番 曾根 金雄 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時 8分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時 8分）

次に、第2区の番号82番の1案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時 9分）（ 19番 佐藤 勝 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時 9分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号82番は、金成地区の田4筆 3, 745㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号82番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号82番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時10分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時10分）

次に、第2区の番号83番から85番までの3案件を審議します。

議席番号14番 多田 仁一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時11分）（ 14番 多田 仁一 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時11分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号83番は、金成地区の田1筆 10,040㎡、
番号84番は、金成地区の田1筆 10,024㎡、
番号85番は、金成地区の田7筆 4,733㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号83番から85番までの3案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号83番から85番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号14番 多田 仁一 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時12分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時13分）

次に、第3区の番号137番から142番までの6案件を審議します。

議席番号7番 狩野 善典 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時13分）（ 7番 狩野 善典 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時13分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号137番は、花山地区の田5筆 4, 235㎡、
番号138番は、花山地区の田15筆 9, 116㎡、
番号139番は、花山地区の田6筆 5, 081㎡、
番号140番は、花山地区の田12筆 7, 195㎡、
番号141番は、花山地区の田5筆 5, 134㎡、
番号142番は、花山地区の田2筆 8, 167㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号137番から142番までの6案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号137番から142番までの6案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号7番 狩野 善典 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時15分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時15分）

次に、第1区の番号1番から3番までの3案件、番号5番から46番までの42案件、併せて45案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 18,925㎡、
番号2番は、築館地区の田7筆 7,310㎡、
番号3番は、築館地区の田3筆 10,228㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定の3案件、

番号5番は、築館地区の田17筆 23,857㎡、

番号6番は、築館地区の田10筆 15,420㎡、

番号7番は、築館地区の田8筆 9,543㎡、

番号8番は、築館地区の田2筆 7,198㎡、

番号9番は、築館地区の田8筆 7,408㎡、

番号10番は、築館地区の田7筆 7,278㎡、畑3筆 5,092㎡、合計 12,370㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号11番は、築館地区の田4筆 8,788㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸

借権設定である旨の1案件、

番号12番は、高清水地区の田2筆 6, 253 m²、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号13番は、高清水地区の田1筆 1, 172 m²、

番号14番は、高清水地区の田1筆 3, 332 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号15番は、一迫地区の田1筆 2, 427 m²、

番号16番は、一迫地区の田4筆 8, 912 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号17番は、一迫地区の田18筆 9, 039 m²、

番号18番は、一迫地区の田13筆 17, 556. 65 m²、

番号19番は、一迫地区の田1筆 5, 724 m²、

番号20番は、一迫地区の田1筆 796 m²、

番号21番は、一迫地区の田1筆 5, 878 m²、

番号22番は、一迫地区の田2筆 1795 m²、

番号23番は、一迫地区の田3筆 5, 071 m²、

番号24番は、一迫地区の田5筆 5, 872 m²、

番号25番は、一迫地区の田13筆 14, 658 m²、

番号26番は、一迫地区の田5筆 8, 820 m²、

番号27番は、一迫地区の田1筆 1, 210 m²、

番号28番は、一迫地区の田1筆 5, 895 m²、

番号29番は、一迫地区の田2筆 2, 134 m²、

番号30番は、一迫地区の田6筆 12, 240 m²、

番号31番は、一迫地区の田4筆 4, 193 m²、

番号32番は、一迫地区の田10筆 13, 816 m²、

番号33番は、一迫地区の田9筆 12, 104 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の17案件、

番号34番は、一迫地区の田3筆 6, 794 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号35番は、瀬峰地区の田14筆 12, 954 m²、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号36番は、瀬峰地区の田4筆 5, 880 m²、

番号37番は、瀬峰地区の田13筆 14, 695. 52 m²、

番号38番は、瀬峰地区の田4筆 1, 632 m²、

番号39番は、瀬峰地区の田18筆 40, 343 m²、畑3筆 3, 611 m²、合計43, 954 m²、

番号40番は、瀬峰地区の田3筆 5, 942 m²、畑1筆 838 m²、合計 6, 78

0 m²、

番号41番は、瀬峰地区の田2筆 7, 229 m²、

番号42番は、瀬峰地区の田13筆 15, 520 m²、

番号43番は、瀬峰地区の田20筆 18, 947 m²、

番号44番は、瀬峰地区の田11筆 16, 785 m²、畑1筆 3, 218 m²、合計
20, 003 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の9案件、

番号45番は、瀬峰地区の田9筆 2, 942 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸
借権設定である旨の1案件、

番号46番は、瀬峰地区の田2筆 3, 327 m²、農地中間管理事業による新規の 使
用貸借権設定である旨の1案件、

以上、45案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号47番から81番までの35案件、番号86番から102番までの
17案件、併せて52案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号47番は、若柳地区の田7筆 7, 179 m²、

番号48番は、若柳地区の田8筆 9, 420 m²、

番号49番は、若柳地区の田7筆 5, 292 m²、

番号50番は、若柳地区の田20筆 16, 189 m²、

番号51番は、若柳地区の田16筆 12, 700 m²、

番号52番は、若柳地区の田26筆 24, 840 m²、

番号53番は、若柳地区の田1筆 1, 029 m²、

番号54番は、若柳地区の田4筆 5, 376 m²、

番号55番は、若柳地区の田5筆 4, 651 m²、

番号56番は、若柳地区の田4筆 3, 569 m²、

番号57番は、若柳地区の田2筆 1, 684 m²、

番号58番は、若柳地区の田10筆 6, 717 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定で

ある旨の12案件、

番号59番は、若柳地区の田24筆 20,469㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号60番は、若柳地区の田4筆 4,134㎡、

番号61番は、若柳地区の田9筆 4,482㎡、

番号62番は、若柳地区の田7筆 2,831㎡、

番号63番は、若柳地区の田19筆 18,011㎡、

番号64番は、若柳地区の田15筆 12,317㎡、

番号65番は、若柳地区の田15筆 13,824㎡、

番号66番は、若柳地区の田5筆 3,751㎡、畑3筆 2,763㎡、合計 6,514㎡、

番号67番は、若柳地区の田6筆 5,202㎡、

番号68番は、若柳地区の田5筆 890㎡、

番号69番は、若柳地区の田14筆 13,091㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の10案件、

番号70番は、若柳地区の田9筆 24,076㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号71番は、金成地区の田1筆 6,000㎡、

番号72番は、金成地区の田10筆 9,557㎡、

番号73番は、金成地区の田18筆 21,032㎡、

番号74番は、金成地区の田3筆 23,170㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号75番は、金成地区の田1筆 2,061㎡、

番号76番は、金成地区の田11筆 10,733㎡、

番号77番は、金成地区の田2筆 11,095㎡、

番号78番は、金成地区の田2筆 3,407㎡、

番号79番は、金成地区の田1筆 2,000㎡、

番号80番は、金成地区の田1筆 2,000㎡、

番号81番は、金成地区の田1筆 316㎡、

番号86番は、金成地区の田1筆 6,048㎡、

番号87番は、金成地区の田4筆 12,206㎡、

番号88番は、金成地区の田23筆 14,307.17㎡、畑1筆 130㎡、合計 14,437.17㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の10案件

番号89番は、金成地区の田2筆 799㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号90番は、志波姫地区の田2筆 3,478㎡、

番号91番は、志波姫地区の田2筆 3,407㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号92番は、志波姫地区の田1筆 2, 233 m²、
番号93番は、志波姫地区の田1筆 5, 307 m²、
番号94番は、志波姫地区の田2筆 2, 310 m²、
番号95番は、志波姫地区の田6筆 13, 015 m²、畑1筆344 m²、合計 13,
359 m²、
番号96番は、志波姫地区の田4筆 4, 516 m²、
番号97番は、志波姫地区の田5筆 6, 338 m²、
番号98番は、志波姫地区の田5筆 5, 511 m²、
番号99番は、志波姫地区の田3筆 4, 708 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定で
ある旨の8案件
番号100番は、志波姫地区の田16筆 31, 269 m²、
番号101番は、志波姫地区の田1筆 1, 367 m²、
番号102番は、志波姫地区の田6筆 15, 133 m²、いずれも、農地中間管理事業
による新規の賃貸借権設定である旨の3案件、
以上、52案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号103番から136番までの34案件、番号143番から145番
までの3案件、併せて37案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号103番は、栗駒・鶯沢地区の田3筆 3, 884 m²、所有権移転売買で
ある旨の1案件、

番号104番は、栗駒地区の田18筆 25, 695 m²、

番号105番は、栗駒地区の田1筆 5, 555 m²、

番号106番は、栗駒地区の田8筆 4, 122 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定で
ある旨の3案件、

番号107番は、栗駒地区の田1筆 1, 044 m²、

番号108番は、栗駒地区の田9筆 11, 010 m²、

番号109番は、栗駒地区の田3筆 2, 249 m²、
 番号110番は、栗駒地区の田4筆 23, 997 m²、
 番号111番は、栗駒地区の田3筆 6, 479 m²、
 番号112番は、栗駒地区の田6筆 15, 208 m²、
 番号113番は、栗駒地区の田3筆 5, 288 m²、
 番号114番は、栗駒地区の田6筆 3, 638 m²、
 番号115番は、栗駒地区の田17筆 29, 171 m²、
 番号116番は、栗駒地区の田3筆 6, 387 m²、
 番号117番は、栗駒地区の田5筆 5, 024 m²、
 番号118番は、栗駒地区の田5筆 5, 832 m²、
 番号119番は、栗駒地区の田1筆 506 m²、
 番号120番は、栗駒地区の田5筆 4, 384 m²、
 番号121番は、栗駒地区の田4筆 19, 988 m²、
 番号122番は、栗駒地区の田2筆 3, 043 m²、
 番号123番は、栗駒地区の田21筆 18, 959 m²、
 番号124番は、栗駒地区の田8筆 16, 885 m²、
 番号125番は、栗駒地区の田1筆 3, 165 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の19案件、
 番号126番は、栗駒地区の田1筆 12 m²、
 番号127番は、栗駒地区の田1筆 881 m²、畑2筆 5, 487 m²、合計 6, 368 m²、いずれも、更新の使用貸借権設定である旨の2案件、
 番号128番は、鶯沢地区の田5筆 9, 158 m²、所有権移転売買である旨の1案件
 番号129番は、鶯沢地区の田19筆 16, 320 m²、
 番号130番は、鶯沢地区の田2筆 3, 990 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件
 番号131番は、鶯沢地区の田7筆 13, 995 m²、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、
 番号132番は、鶯沢地区の田6筆 6, 684 m²、
 番号133番は、鶯沢地区の田2筆 4, 017 m²、
 番号134番は、鶯沢地区の田1筆 966 m²、
 番号135番は、鶯沢地区の田18筆 16, 591 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件
 番号136番は、鶯沢地区の田1筆 13, 858 m²、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、
 番号143番は、花山地区の田2筆 2, 653 m²、
 番号144番は、花山地区の田9筆 7, 699 m²、
 番号145番は、花山地区の田8筆 8, 074 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定で

ある旨の3案件

以上、37案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から3番までの3案件、番号5番から81番までの77案件、番号86番から136番までの51案件、番号143番から145番までの3案件、併せて134案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から3番までの3案件、番号5番から番までの77案件、番号86番から136番までの51案件、番号143番から145番までの3案件、併せて134案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時27分から 2時40分まで）

議長（会長）

休憩を解き、会議を再開します。（午後 2時40分）

日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画について、を議題いたします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

農地利用配分計画については、基盤法による農地利用集積計画関連案件となっており、
利用権を設定する貸出人は、全て宮城県農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、築館地区の田4筆 8, 788㎡、農地中間管理事業による新規
の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田3筆 6, 794㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借
権設定である旨の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田9筆 2, 942㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借
権設定である旨の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の田2筆 3, 327㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸
借権設定である旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から8番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田9筆 24, 076㎡、農地中間管理事業による新
規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田16筆 31, 269㎡、

番号7番は、志波姫地区の田1筆 1, 367㎡、

番号8番は、志波姫地区の田6筆 15, 133㎡、いずれも、農地中間管理事業によ
る新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

以上、4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第12、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑1筆 2、744㎡、願出地は、平成元年頃から耕作しておらず、原野化し現在に至っているものであり、今後も農地として復旧する見込みがないことから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田2筆 728㎡、願出地は、平成3年頃に経営している燃料販売業の倉庫が必要になったことから、農地法の申請手続を得ずに倉庫を建築し、現在に至っているものであり、当局の指導により、始末書を提出していただいた上で、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 大黒 昭夫 委員から報告願います。

2番 大黒 昭夫 委員

議案第7号 非農地証明願いについて、1月24日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号1番については、樹木が覆い茂り原野化している状況でありました。

番号2番については、事務局から説明があったとおり、既に建物が建っており、始末書をいただいているということでありました。

以上のことから、農地としての復元にはかなり難しい状況でありましたので、許可にあたっては止むを得ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番。

1番 三浦 正勝 委員

2番の案件について、既に建物が建っており、始末書の提出をいただいた案件とのことであるが、資料の写真等で確認すると、周辺農地にも建物や砂利があるように見受けられるが、指導等はどうなっているのか。さらに、農振計画の農用地区域はどうなっているのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

まず、農振計画の農用地区域についてであります。この周辺は、農用地区域外となっております。また、周辺農地については、写真では分かりづらいと思いますが、現地を確認しますと、平らな牧草の転作田となっている状況であります。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号3番は、金成地区の畑1筆 796㎡、願出地は、昭和60年頃から隣地が山林で日陰になることから耕作しておらず、山林化し現在に至っているものであり、今後も農地として復旧する見込みがないことから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 委員

議案第7号 非農地証明願いについて、1月25日、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

資料の現況写真でも分かるように、一部、植林した経緯が見受けられるものの、長年にわたり不耕作状況が続き、山林化している状態であります。農地としての復元にはかなり難しい状況であり、また、隣地も一昨年、非農地証明を出した場所でもありますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の畑1筆 169㎡、願出地は、昭和60年頃から先代が庭木を植え、以降、母屋にある宅地敷きの庭として一体的に利用し現在に至っているものであり、今後も農地として復旧する見込みがないことから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号 17番 岩渕 弘 委員から報告願います。

17番 岩渕 弘 委員

議案第7号 非農地証明願の番号4番について、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

資料の現況写真でも分かるように、現地を確認しますと、長年住んで居なかったことから荒れ果てた庭となっており、庭には、大きな庭石や樹木が存在し、農地としての復元にはかなり難しい状況であります。許可にあたっては止むを得ないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番から4番まで4案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成31年第1回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時00分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員